

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

建築主等氏名		建築物名称	
作成者氏名		建築物所在地	
事務所住所		建築物の概要	
	TEL		用途
	FAX		構造・階数
			延べ床面積

※ 建築物特定施設等の欄の「第〇条」は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の該当条文

○一般基準（不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの全体に係る基準）

建築物特定施設等	チェック項目	
廊下等 (第11条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか ② 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	
階段 (第12条)	① 手すりを設けているか（踊場を除く。） ② 表面は滑りにくい仕上げであるか ③ 段は識別しやすいものか ④ 段はつまづきにくいものか ⑤ 点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※2 ⑥ 原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第13条)	① 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除） ② 表面は滑りにくい仕上げであるか ③ 前後の廊下等と識別しやすいものか ④ 点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	
便所 (第14条)	① 車椅子使用者用便房を設けているか（1以上） （1） 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか （2） 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか ② 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1以上） ③ 床置き式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
ホテル又は旅館の 客室 (第15条)	① 客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設けているか ② 便所（同じ階に共用便所があれば免除） （1） 便所内に車椅子使用者用便房を設けているか （2） 出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様） （3） 出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様） ③ 浴室等（共用の浴室等があれば免除） （1） 浴室、シャワー、手すり等が適切に配置されているか （2） 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか （3） 出入口幅は80cm以上であるか （4） 出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	-
敷地内の通路 (第16条)	① 表面は滑りにくい仕上げであるか ② 段がある部分 （1） 手すりを設けているか （2） 識別しやすいものか （3） つまづきにくいものか ③ 傾斜路 （1） 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除） （2） 前後の通路と識別しやすいものか	-
駐車場 (第17条)	① 車椅子使用者用駐車施設を設けているか（1以上） （1） 幅は350cm以上であるか （2） 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第19条)	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか ② 標識は、内容が容易に識別できるものか（日本産業規格Z8210に適合しているか）	
案内設備 (第20条)	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる場合は除く。） ② エレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者に示す設備を設けているか ③ 案内所を設けているか（①、②の代替措置）	

- ※1 以下の場合を除く。  
 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合  
 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合  
 ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 以下の場合を除く。  
 ・自動車車庫に設ける場合  
 ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 以下の場合を除く。  
 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合  
 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合  
 ・自動車車庫に設ける場合  
 ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備までの1以上経路に係る基準)

建築物特定施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第21条)	① 線上ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除）※1	
	② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③ 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合

- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線上ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※2 以下の部分を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（利用居室、車椅子使用者用便所・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

建築物特定施設等	チェック項目	
(第18条第2項第1号)	① 階段又は段が設けられていないか、（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
出入口 (同項第2号)	① 幅は80cm以上であるか ② 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (同項第3号)	① 幅は120cm以上であるか ② 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③ 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (同項第4号)	① 幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか ② 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター (同項第5号)	① 籠は必要階(利用居室、車椅子使用者用便所・駐車施設のある階及び地上階)に停止するか ② 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③ 籠の奥行きは135cm以上であるか ④ 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥ 籠内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか ⑦ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧ 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1) 上記①から⑦を満たしているか (2) 籠の幅は140cm以上であるか (3) 籠は車椅子が転回できる形状か ⑨ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1 (1) 上記①から⑧を満たしているか (2) 籠内に到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3) 籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	—
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (同項第6号)	① エレベーターの場合 (1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの)であるか (2) 籠の幅は70cm以上であるか (3) 籠の奥行きは120cm以上であるか (4) 籠の床面積は十分であるか、(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) ② エスカレーターの場合 (1) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	—
敷地内の通路 (同項第7号)	① 幅は120cm以上であるか ② 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③ 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④ 傾斜路 (1) 幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか (2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか、(勾配1/20以下の場合は免除) ⑤ 上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	—
(同条第3項)	⑤ 上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合